

令和4年第4回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年3月4日 午前8時45分
	場 所	庁議室
開 会 日 時		令和4年3月4日 午前8時45分
閉 会 日 時		令和4年3月4日 午前9時01分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之
	委 員	濱 秀 利
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之
	事務局職員	管理課長 田 崎 清 克 管理課長補佐 車 塚 洋
		その他の者

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第6号	厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第7号	令和4年度厚岸町立学校の校長及び教職員の人事の内申について【原案可決】
6		閉会

令和4年第4回厚岸町教育委員会

令和4年3月4日

午前8時45分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第4回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日
3月4日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日3月4日の1日間といたします。
また、本日の付議事件のうち、議案第7号については、
教職員の人事内申に関する議案につき、会議規則第15条の
規定に基づき非公開として進めたいと思っておりますがよろしい
ですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてですが、令和
4年2月18日に開会した第3回教育委員会の会議録の承認
についてであります。会議録署名委員の田辺委員、私が
それぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認
とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてですが、本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第6号「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第6号「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容をご説明申し上げます。

厚岸町校長会では、これまで、厚岸町立教育研究所の円滑な組織運営を図るため、副所長を1年務めた後、所長となるよう役員人事を決定しておりました。近年は校長の人事異動の間隔が1校2年間が一般的となっており、実質1年で所長が交代している状況にあることから、これを踏まえ、所長の任期を1年に変更いたしたく、上程したものであります。

また、本規則が制定された平成18年度当時と比較して、現在の学校数が半減しているにもかかわらず、各種団体の委員委嘱数は当時のままとなっており、1人で複数の団体の委員を兼務する状況となっています。このような状況を鑑み、働き方改革の観点から教職員の負担軽減を図りたく、校長及び教頭、教職員代表の委嘱人数を各1人削減いたしたく、合わせて上程したものであります。

議案書1ページをご覧ください。

厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、改正内容の説明を議案第6号説明資料の「新旧対照表」により行わせていただきます。

「新旧対照表」をご覧ください。

第5条第2項中、所長の任期を「2年」から「1年」に変更するものであります。

第9条第1項第1号及び第2号中、校長代表及び教頭代表の委嘱人数を「2人」から「1人」に、同項第3号中、教職員代表の委嘱人数を「3人」から「2人」に、それぞれ変更するものであります。

議案書1ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単ではありますが、議案第6号「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町立教育研究所長の任期の変更と運営委員会委員の委嘱人数の変更に伴う厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員

本議案では、厚岸町立教育研究所長の任期を2年から1年に変更するということですが、副所長や委員などについても、同様な状況が考えられるのではないのでしょうか。

●管理課長

副所長や委員につきましては、2年の任期となっております。校長が概ね2年で異動する状況にありますので、校長がまず副所長を1年間務めますと、その後、校長が所長になったとしても、任期を1年残して異動することになってしまいます。

ですので、所長の任期のみ、今回、1年というように変更させていただいたところです。

また、これにつきましては、厚岸町校長会と厚岸町立教育研究所から申出がなされてきた案件でもありまして、任期の変更について要望があったところです。この意向に沿った形で、今回、規則の改正を上程させていただいたものであります。

●田辺委員

第9条の運営委員会の構成についてですが、説明にもあったように、現在、町内の学校数が減ってきていますし、各学校に負担がかかっていることも十分理解できますが、町立教育研究所において、小学校に関わる部分と中学校に関わる部分、それぞれで委員が委嘱されていると解釈していたのですが、今回のように委嘱人数が変更された場合、各学校の意見をきちんと集約できるのでしょうか。例えば、運営委員の構成として校長を小学校から委嘱した場合、教頭は中学校から委嘱するというように、体制を整えておくといったことは考えているのでしょうか。

●管理課長

提案理由でも説明したのですが、一人の校長、教頭がかなりの数の団体において委員等を委嘱されている状況にあります。

校長会、教頭会は組織としてしっかりしているので、学校間の連携は問題ないものと考えておりますが、今、田辺委員からありましたご指摘については、私の方から校長会、教頭会へお伝えしたいと思います。

●田辺委員

今の説明を聞いて、十分、負担がかかっているということがわかりましたし、理解もできました。

いずれにしても、この町立教育研究所そのものの運営にあたっては、各小学校、中学校の意見を集約し、運営に反映されていければよろしいかなと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、非公開事件の議案第7号「令和4年度厚岸町立学校の校長及び教職員の人事の内申について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

【新聞公開により会議録に掲載】

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第7号「令和4年度厚岸町立学校の校長及び教職員の人事の内申について」、提案理由とその内容をご説明いたします。

議案書2ページをご覧願います。

令和4年度厚岸町立学校の校長及び教職員の人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、北海道教育委員会に内申いたしたく同法

第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

人事異動の内示内容につきましては、次ページ以降に記載しております、別紙「令和4年度教職員人事異動内示」をご覧ください。内容については、説明は省略させていただきます。

なお、記者発表は22日（火）に本庁で行われ、新聞発表が、校長・教頭が24日（木）朝刊、一般教職員が25日（金）朝刊、となっております。

以上、簡単な説明ですが、令和4年度厚岸町立学校の校長及び教職員の人事の内申についての説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、令和4年度当初教職員の人事異動についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長 なければ、本件を原案のとおり北海道教育委員会へ内申することに決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございませんか。

（ありません。の声）

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第4回教育委員会を閉会します。